

回 覧									

野外焼却（野焼き）の禁止について

ごみの野外焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2により禁止されています。違反した場合には、5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはその両方が課せられます。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条）



野焼きの例外規定「公益上若しくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却」として政令で定める下記のものなどが例外としてあげられます。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第14条）

- しめ縄・門松等を焚く、塔婆の供養焼却（風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な場合）
- 焼き畑・畔の草・もみ殻の焼却（農業・林業を営むためにやむを得ない場合）
- たき火・落ち葉の焼却

（たき火その他の日常生活を営む上で通常行われる草や木などの焼却であって軽微な場合）

でも…。【市民から寄せられた主な声】

煙の臭いがつくので洗濯物が干せない！

煙が家の中に入ってくる！

窓が開けられない！

ぜん息、頭痛などの健康被害がある

このような場合は

周辺地域の生活環境に与える影響が軽微ではないため禁止

稲わら等の焼却で面的に焼却する（寄せ焼き、筋焼き、畦焼きを含む）場合は、火入りに該当するため、市農林振興課に許可申請が必要です。

【野外焼却について】朝来市役所 市民課 ☎079-672-6120

【火入れ許可について】農林振興課 ☎079-672-2774